

社団法人静岡県設備設計協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人静岡県設備設計協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県静岡市駿河区稲川一丁目1番32号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、建築設備等の知識に関する普及・啓発及び情報の提供、社会的要請に応えるための建築設備等の技術に関する調査・研究並びに建築設備設計に関する人材の育成などを行い、もって県民の安全で快適な生活の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築設備等の知識に関する普及・啓発及び情報の提供
- (2) 社会的要請に応えるための建築設備等の技術に関する調査・研究
- (3) 建築設備設計に関する人材の育成
- (4) 建築設備相談会の開催等地域社会に貢献する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 静岡県内に建築設備工事の設計・監理の業務を担う事務所を開設し、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦されたもの
- (3) 賛助会員 建築設備に関係ある個人又は法人で、この法人の事業を賛助するため入会したもの

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員又は賛助会員となろうとするものは、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものみなす。

(除名)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するとき、並びに特別会員が第2号に該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て会員を除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第10条 既に納入した会費、入会金その他の金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人以内

(3) 専務理事 1人

(4) 理事(会長、副会長及び専務理事を含む。) 10人以上 15人以内

(5) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき

この法人の会務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第 1 3 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員によって選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 1 4 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、正会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の規定により、役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項第 2 号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(顧問)

第 1 5 条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、重要事項について会長の相談及び諮問に応ずる。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第 4 章 会議

(会議の種別)

第 1 6 条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(会議の構成)

第 1 7 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長、専務理事その他の理事をもって構成する。

(会議の権能)

第 1 8 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第19条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次の場合に随時開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の4分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第20条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求があった日から21日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも10日前までに、構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第22条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第23条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第25条 会議に議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 委員会及び事務局

(委員会)

第26条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、この法人に委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置又は廃止は、理事会の議決を経て会長が定める。
- 3 委員会は、理事会の命を受け事業の執行管理を行う。
- 4 委員会の委員は、会長が委嘱する。この場合において、必要に応じて正会員以外の者に委嘱することができる。
- 5 前項の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(事務局)

第27条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第28条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第30条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第32条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その事業年度の開始する日の10日前までに総会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（事業報告、収支決算及び財産目録）

第33条 この法人の事業報告、収支予算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に総会の承認を得なければならない。

（長期借入金）

第34条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が1年未満の短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を静岡県知事に届け出るとともに、総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第35条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、静岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、静岡県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体又は静岡県に寄附する。

第8章 雑則

（委任）

第37条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にか

かわらず、平成14年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成13年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第32条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この変更は、平成23年9月10日から施行する。